

零總第 0601004 号

令和 6 年 1 月 5 日

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿子恵久



令和 5 年度定期監査（期中監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 注意事項及び措置方針

（1） 町民課

[注意事項]

業務委託の見積り合せ顛末報告は、補助金交付・契約締結事務フローによれば、零石町営工事等の契約に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領第 14 条を準用し、同要領様式第 15 号の 2 により行うものとされている。また、この様式によらない場合は、同様式において記載すべき事項が全て記載されていなければならない。

生活習慣病予防教室開催業務委託にかかる見積り合せ顛末報告は、文書管理システムにより作成されているが、前述の記載すべき事項の一部に不足があったため、今後改められたい。

[措置方針]

注意事項を踏まえ適切な対応に努めます。

（2） 学校教育課

[注意事項]

備品購入費の執行状況について聴取したところ、今後執行する旨確認したが、当初予算に計上した備品は特段の理由がない限り、早い時期に予算執行できるよう改善されたい。

[措置方針]

注意事項を踏まえ適切な対応に努めます。

(3) 霧石診療所

[注意事項]

5種類（病棟用ベッド・ベッドサイドレール、カラー担架、スチール製車いす、ベッドサイドテーブル、センサーマット）の備品購入に際し、それぞれ個別に施行伺い、見積り合せ、契約等をしている。見積り合せは、同一日に行われ、参加業者も全て同じで同一業者が落札している。霧石町随意契約ガイドライン3.（3）では、競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切でないとしている。本件の場合、備品はいずれも少額であるが、合わせて発注するメリットがあると思われるため、特段の理由がない限り一括で発注すべきである。

上記を含めた備品購入について、仕様書に個別メーカー品の規格が記載されているが、特段の理由がない限り、同等品以上の備品も対象とし、競争性が確保されるよう努められたい。また、個別メーカーの指定をする必要があるなど特段の理由がある場合には、その旨を伺書に明確に記載すべきである。

[措置方針]

- ・今回購入した備品5品は、それぞれ異なる物品になりますが、今後同類の備品購入契約をしようとする場合には、特段の理由が無い限り、合わせて見積依頼と発注をします。
- ・備品購入の際、個別メーカーの指定をする必要がある場合には、その理由を施行伺いに記載します。